

議案第21号

大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）（第21条（第2号に係る部分に限る。）、第25条及び第27条を除く。）に定めるところによる。

(一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積に係る基準)

第4条 一般型乳児等通園支援事業所（設備運営基準第21条に規定する一般型乳児等通園支援事業所をいう。）の乳児室の面積に係る基準は、乳児又は同条第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第5条 余裕活用型乳児等通園支援事業所（設備運営基準第25条に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業所をいう。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 大阪市幼保連携型認定こども

園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年大阪市条例第86号）
に定める基準

(3) 幼保連携型認定こども園 大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）に定める基準

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第101号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（電磁的記録）

第6条 乳児等通園支援事業者（設備運営基準第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者をいう。）及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（設備運営基準第27条に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

（設備運営基準等の改正に伴う経過措置）

第7条 設備運営基準（設備運営基準を改正する府令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している乳児等通園支援事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月7日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

児童福祉法（抄）

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

省 略